

平 20 福個答申第 1 号  
平成 21 年 2 月 10 日

福 岡 市 教 育 委 員 会 様  
(指導第 2 部学校指導課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 福 山 道 義

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき, 平成 20 年 3 月 24 日付け教指学第 1110-1 号により諮問を受けました下記の審査請求について, 別紙のとおり答申いたします。

#### 記

(諮問第 38 号)

「『●年●組のアンケート調査からでた○○に関する一切の資料 ▲▲部員のアンケート調査からでた○○に関する一切の資料 △人の加害者と認定した者のアンケート調査からでた○○に関する一切の資料 教師が聞き取りによってメモした○○に関する一切の資料』のうち, ○○以外の生徒が書いたアンケート」の非開示決定処分の件

(平成 20 年 2 月 27 日提起)

## 答 申

### 1 審議会の結論

『●年●組のアンケート調査からでた〇〇に関する一切の資料 ▲▲部員のアンケート調査からでた〇〇に関する一切の資料 △人の加害者と認定した者のアンケート調査からでた〇〇に関する一切の資料 教師が聞き取りによってメモした〇〇に関する一切の資料』のうち、〇〇以外の生徒が書いたアンケート」に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 20 年 2 月 25 日に実施機関が審査請求人に対して行った本件保有個人情報に係る非開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

#### (2) 審査請求の経過

① 平成 20 年 2 月 14 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、審査請求人の子である〇〇（以下「本人」という。）の「□□中学校（以下「当該学校」という。）が平成▽年▽月▽日から不登校となっている■君（以下「A」という。）の件で、本人を加害者の一人と認定した事実関係資料のうち、●年●組のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 ▲▲部員のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 △人の加害者と認定した者のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料」に記録された保有個人情報の開示請求を行った。

② 平成 20 年 2 月 25 日、実施機関は、下記ア、イの処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 審査請求人が請求した保有個人情報のうち、「本人が書いたアンケート」及び「教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料」について開示決定処分を行った。

イ 審査請求人が請求した保有個人情報のうち、上記ア以外の保有個人情報について、

(ア)「▲▲部員のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 △人の加害者

と認定した者のアンケート調査から得た本人に関する一切の資料 教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料 のうち、本人以外の生徒が書いたアンケート」について、条例第 20 条第 2 号及び 6 号に該当する、

(イ) 「●年●組のアンケート調査から得た本人に関する一切の資料のうち、本人以外の生徒が書いたアンケート」について、開示請求にかかる保有個人情報を保有していない、

として本件処分を行った。

③ 平成 20 年 2 月 27 日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

④ なお、実施機関が「教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料」として開示した保有個人情報は、当該学校が作成した文書「いじめの具体的内容」及び「学校のいじめ撲滅のための取り組み」である。

実施機関は、「いじめの具体的内容」は、当該学校が、Aの不登校の原因であると認定したいじめ（以下「本件事件」という。）に関する実態を把握するために、関係生徒からの記名アンケート及びアンケートを記載した生徒本人からの聞き取り調査並びにAの保護者からの聞き取り調査を基に、当該学校が本件事件の加害者と認定した△人の生徒の個人名も記載して作成した資料であり、△人の加害者と認定された生徒及びその保護者並びにAの保護者に配布したものであり、また、「学校のいじめ撲滅のための取り組み」は、本件事件について学校の指導方針等をまとめた文書で、「いじめの具体的内容」と同様に、△人の加害者と認定された生徒及びその保護者並びにAの保護者に配布したものであると説明している。

### 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成 20 年 7 月 17 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

① 当該学校は、ずさんな調査によって、一方的に本人を本件事件の加害者として認定した。当該学校がアンケート調査によって取得した情報には、本人が否定している内容が入っており、本人が否定していることを裏付けも取らずに、実名をあげて「いじめの具体的内容」を作成し、関係者に配布した。

② 生徒が書いたアンケートを開示してもらい、その内容と「いじめの具体的内容」

を比較してみて、アンケートを書いた生徒とその保護者と面談し、付き合わせて事実関係をはっきりさせたい。

- ③ 実施機関は、本件保有個人情報と同じ内容であるはずの「いじめの具体的内容」を既に開示しているので、本件保有個人情報を非開示にする理由はない。
- ④ 当該学校は、Aの保護者に、アンケートそのものを見せることにより、本人に関する個人情報とそれを書いた生徒の氏名を開示し、また、「いじめの具体的内容」を関係者に配布し、本人の氏名と本人に関する個人情報を開示するなど、当該学校が行った一連の行為は、条例第1条及び第4条の趣旨を逸脱し、本人の権利利益を著しく侵害するとともに、保有個人情報の不適正な取扱いを行っている。
- ⑤ また、当該学校は、Aの保護者にはアンケートを見せているのに、審査請求人には開示しないのは、公正さを著しく阻害する行為である。
- ⑥ 本件保有個人情報は、条例第20条第2号及び第6号に該当するとして非開示とされたが、当該学校の対応は教育的配慮を欠き、生徒の心を深く傷つけており、現実に人の生命、身体、健康、生活若しくは財産等に被害が発生していると認められるため、同条第2号ウ「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」として、開示することが妥当である。
- ⑦ 本件は、アンケート調査によって得た情報を、一方的に裏付けも取らず、本人を本件事件の加害者扱いし公表したものであり、第6号の規定は、このような場合をも、行政運営情報で非開示にできるという規定ではない。
- ⑧ 当該学校が行った一連の行為により本人が心を深く傷つけられていること、また、Aの保護者が「司法の解明を求める」と通告してきていることなどから、Aの保護者には既に見せているアンケートを、審査請求人に開示することは、条例第22条「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」との規定にも該当し、非開示とする必要はない。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成20年8月28日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① アンケート調査は、いじめの解消に向けた指導等を行うために実施しているものであり、生徒が率直に事実関係や心情等を記載することができる状況を確保することが必要であることから、そのアンケートの内容が他者に開示されることを前提として行っているものではない。内容が開示されると、生徒が、自己の記載内容が開示されることを憂慮し、結果としていじめの解消に向けて必要とされる具体的、客観的な情報が適切かつ十分に得られなくなり、公正な指導等を行う上で支障が生じることが予想され、ひいては当該又は将来のいじめの解消に向けた適正な対応に著しい支障が生じるおそれがあるため、条例第 20 条第 6 号により本件保有個人情報を非開示とした。
- ② 本件保有個人情報である、他の生徒が書いたアンケートは手書きで記載されており、その筆跡を他の情報と照合することにより、容易にそれを書いた個人を識別することができる。また、アンケートに記録されている生徒の内心の状況等は、本人以外の第三者の個人情報であることから条例第 20 条第 2 号により非開示とした。
- ③ 審査請求人は、アンケートを A の保護者には見せていると主張しているが、そのような事実はない。また、アンケートと同じ内容であるはずの文書「いじめの具体的内容」を既に開示しているとの主張であるが、「いじめの具体的内容」は、学校が確認できた事実を記載したもので、アンケートそのものを記載しているわけではなく、同じ内容であるとは言えない。
- ④ 審査請求人の「条例第 20 条第 2 号ウにより開示が妥当である」との主張については、現実に、人の生命、身体、財産等に被害が発生しているとは認められず、また、将来これらが侵害される蓋然性も認められない。
- ⑤ 審査請求人の「条例第 20 条第 6 号の規定は、アンケート調査によって得た情報を一方的に裏付けも取らず公表した場合をも保護した規定とはいえない」との主張については、仮に審査請求人が主張するように、アンケート調査によって得た情報を一方的に裏付けも取らず公表した場合でも、本件公文書を開示することより、上記①で述べた理由により、当該又は将来のいじめの解消に向けた適正な対応に著しい支障が生じるおそれがあることから、非開示情報に該当するものであり、審査請求人の主張には理由がない。

#### 4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

##### (1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、当該学校が、Aの不登校がいじめによるものであるとして調

査を行った際の、Aが在籍していた●年●組の生徒及び▲▲部員が書いたアンケート、△人の加害者と認定された生徒が書いたアンケート並びに教師が聞き取りによってメモした資料のうち、本人以外の生徒が書いたアンケートに記載された、本人に関する一切の情報である。

(2) 本件保有個人情報の開示・非開示の決定について

① 保有個人情報の開示請求は、個人が、実施機関が保有する自己に関する情報の正確性や取扱いの適正性を確認するという自己情報コントロール権について保障した重要な制度であるから、条例で限定的に定められた非開示情報に該当しない限りは、開示する義務を負うという原則開示の制度である。

② 実施機関は、本件保有個人情報のうち、『●年●組のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料』のうち、本人以外の生徒が書いたアンケート」について、●年●組のアンケートの中には本人に関する情報が記載されておらず、開示請求に係る保有個人情報を保有していない、として本件処分を行っている。

当審議会において対象文書を見分したところ、本人に関する情報は記載されておらず、実施機関が開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして行った本件処分は妥当である。

③ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、『▲▲部員のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 △人の加害者と認定した者のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料』のうち、本人以外の生徒が書いたアンケート」について、条例第20条第2号及び第6号に該当するとして、本件処分を行っていることから、当審議会では、条例第20条第2号及び第6号該当性による非開示について判断する。

④ なお、審査請求人は、当該学校の対応は教育的配慮を欠き、生徒の心を深く傷つけており、現実に人の生命、身体、健康、生活若しくは財産等に被害が発生していると認められるため、同条第2号に該当しているとしても、同号ウ「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」として、開示することが妥当であると主張しているため、同条第2号ウ該当性についても判断を行う。

⑤ また、審査請求人は、当該学校が行った一連の行為により本人の心が深く傷つけられていること、また、Aの保護者が「司法の解明を求める」と通告してきていることなどから、Aの保護者に既に見せている本件保有個人情報を、審査請求人に開示することは、条例第22条の規定にも該当すると主張している。

条例第22条は、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第20条各号の非開

示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、これを開示することができる」と規定しているが、条例第20条第2号及び第6号該当性について検討を行った上で、条例第22条該当性について判断を行う。

(3) 条例第20条第2号該当性について

① 第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（以下「第三者情報」という。）については、開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報等、同号アからエに規定する一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。

② 本件保有個人情報である、「本人以外の生徒が書いたアンケート」は、生徒が体験した事実を率直な心情で記載したものであり、第三者情報にあたる。

また、本件保有個人情報は、手書きで記載されており、一部でも開示すると、その表現、筆跡等を併せて照合することにより、個人が特定されるおそれがあると認められる。

③ 審査請求人は、本件保有個人情報と同じ内容であるはずの文書「いじめの具体的内容」を既に開示しているのだから、本件保有個人情報を非開示にする理由はない、と主張している。しかし、当審議会が本件保有個人情報と「いじめの具体的内容」を比較検討したところ、「いじめの具体的内容」は、本件保有個人情報をそのまま転記したものではなく、アンケートに記載してある内容から大幅な取捨選択を行い、また関係生徒やAの保護者への聞き取り調査の内容を加えるなど、実施機関が総合的に判断して作成したものと認められ、本件保有個人情報と「いじめの具体的内容」が同じものであるとは認められない。よって、「いじめの具体的内容」を開示しているからといって、本件保有個人情報を開示すべきであるとはいえない。

④ 次に、審査請求人は、当該学校が一方的に裏付けも取らずに、本人を本件事件の加害者扱いした「いじめの具体的内容」を広く開示したことにより、本人の心が深く傷ついており、その記載内容の誤りを立証するために、その作成の基となった本件保有個人情報の開示が必要であり、第2号ウに該当すると主張している。

⑤ 「いじめの具体的内容」は、当該学校が、本件事件の加害者と認定した△人の生徒の個人名も記載して作成した資料であり、△人の加害者と認定された生徒及びその保護者並びにAの保護者に配布したものであることを実施機関も認めている。このような形での実施機関による個人情報の公表が、審査請求人による、本人を含む△人のいじめの加害者とされた生徒の権利利益が侵害されているという主張の発端

であることは否定できない。

⑥ しかし、上記③で述べた通り、「いじめの具体的内容」は、アンケートを基に作成はしているが、実施機関が総合的に判断して作成したものであり、審査請求人が主張する、「いじめの具体的内容」を関係者に開示されたことにより侵害されたとする本人の権利利益の回復に、本件保有個人情報の開示が資するとは認められなかった。よって、第2号ウに該当するとはいえない。

⑦ 以上により、実施機関が条例第20条第2号に該当するとして、本件保有個人情報を非開示とした処分は妥当である。

#### (4) 条例第20条第6号該当性について

① 条例第20条第6号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非開示情報と規定しており、実施機関もこの点を主張している。

② 本件保有個人情報についてみると、実施機関の主張するように、アンケート調査は生徒の率直な心情や事実を正確に把握し、いじめの解消に向けた指導を円滑におこなうために実施しているものであり、アンケート調査を行うにあたっては、生徒が、率直に事実関係や、心情等を記載することができる状況を確保することが必要であることから、そのアンケートの内容が第三者に開示されることを前提として行っているものではない。よって、これを開示すると、生徒が、自己の記載内容が開示されることを憂慮し、結果としていじめの解消に向けて必要とされる具体的、客観的な情報が適切かつ十分に得られなくなり、本件及び今後のいじめ問題の解決等、教育上の指導に著しい支障が生じると認められる。

③ 以上により、実施機関が条例第20条第6号に該当するとして、本件保有個人情報を非開示とした処分は妥当である。

#### (5) 条例第22条該当性について

条例第22条は、実施機関が、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に当該保有個人情報を開示することができる」と規定している。

しかし、当審議会で検討を行ったところ、第20条第2号及び第6号の非開示情報に該当すると判断した情報のうち、個人の権利利益を保護するため特に開示する必要がある情報があるとは認められないため、第22条に該当するとはいえない。



以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った非開示決定処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 20 年 3 月 24 日	実施機関から諮問
平成 20 年 4 月 25 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成 20 年 5 月 23 日	審査請求人から反論意見書を受理
平成 20 年 7 月 17 日 (第 82 回不服申立て部会)	審査請求人から意見聴取及び審議
平成 20 年 8 月 28 日 (第 83 回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成 20 年 9 月 18 日 (第 84 回不服申立て部会)	審議
平成 20 年 10 月 22 日 (第 85 回不服申立て部会)	審議
平成 20 年 11 月 19 日 (第 86 回不服申立て部会)	審議
平成 20 年 12 月 17 日 (第 87 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 1 月 29 日 (第 88 回不服申立て部会)	審議